

令和3年4月2日

保護者各位

学校法人 大野学園
鈴ヶ森めばえ幼稚園
園長 大野 圭子

当園における令和3年度1学期の教育活動の方針について（4/2改定）

日頃より本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、有難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が見込まれる状況です。当園では、こうした中でも園児の健康と安全を第一に考え、持続的に保育の機会を保障する取り組みとして、令和3年度1学期より下記の方針ですすめさせていただきます。保護者の皆様方におかれましては、お子様の健康管理にご協力を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

幼稚園ゆえ厳格な対応は難しいですが、令和3年2月19日改訂、文科省より「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」に沿って、引き続き飛沫感染と接触感染をできるだけ避ける（手洗い、咳エチケット、マスク着用、消毒など）ことと、集団感染のリスクとなる「3つの密」の回避に努めてまいります。

記

当園における令和3年度1学期教育活動の概要は、下欄の通りとします。

- 1、1学期より、時差降園の時間が10分間隔に変わります。
- 2、1学期に行われる行事・保護者会・お誕生会の参加は保護者1名とさせて頂き、マスクの着用をお願い致します。それ以外の祖父母、兄弟関係、未就園児（抱っこ紐に入れる未就園児含む）の方の来場はできません。
- 3、新型コロナウイルス感染症の状況により、急な変更もございます。

1、登降園時間について

- (1) 登園時、正門の開門時間は9時から9時半とします。前後の時間に登園される方は、北側のバス門をご利用下さい。
- (2) 降園時間は、午前保育に限り11時40分です。なお、年少児のみ4月の降園時間が一部異なりますのでご注意ください。
- (3) 1学期間は、10分間隔の時差降園とします。決められた時間に降園できますようご協力下さい。お子様を引き取られましたら、速やかに降園下さい。

※兄弟関係の保護者につきましては、低学年降園時間のお迎えになります。

※行事などにより水曜日が午後保育になる場合がありますので、必ず毎月の「めばえ通信」をご確認下さい。

月・火・木・金曜日・・・午後保育 14時00分降園

- ①年少児は、14時から14時10分が降園時間となります。
- ②年中児は、14時10分から14時20分が降園時間となります。
- ③年長児は、14時20分から14時30分が降園時間となります。

水曜日・・・午前保育 11時40分降園

- ①年少児は、11時40分から11時50分が降園時間となります。
- ②年中児は、11時50分から12時が降園時間となります。
- ③年長児は、12時から12時10分が降園時間となります。

2、令和3年度1学期について

- (1) 1学期間は、新型コロナウイルス感染症の対応として自由登園とします。各ご家庭で登園されるか否かをご判断下さい。なお、登園されない際は「欠席」にはならず、「出席」扱いとします。
- (2) 「親子遠足」は、大井埠頭中央公園が東京オリンピックの関係工事と多数の受け入れが出来ない状況です。そのため、園内にて時程分割などをしながら開催する方向で検討しております。なお、園内に入れる方は保護者1名とし、マスクの着用をお願い致します。それ以外の祖父母、兄弟関係、未就園児（抱っこ紐に入れる未就園児含む）の方の来場はできません。
- (3) 「父母参加日」は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を判断しながら検討していきます。
- (4) 年長児を対象とした「お泊り保育」については、今後の新型コロナウイルス感

感染症の状況を判断しながら検討していきます。

- (5) おやつ作り、大型キャンパス、ボディペインティング、プール活動は新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、中止とさせていただきます。
- (6) 自由遊びの一環として行っている「水遊び」は、段階を踏んで環境設定に十分配慮した上で行います。なお、水遊びは自由遊びの中で行う為、基本的には任意となります。
- (7) 保護者会、保育参観など保護者の参加については、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、控えさせていただきます。但し、場合により臨時の保護者会を時程分割するなどして開催することがあります。
- (8) 2学期以降につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を判断しながら検討していきます。

3、保護者の方へご協力をお願いします

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、また、健康的な生活により園児の免疫力を高めるため、ご家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事に心掛けて下さい。そして、新型コロナウイルス感染症についての理解として、感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないよう、ご家庭でもお声掛け下さい。
- (2) 園児が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われております。そのため、密閉空間、密集場所、密接場所という3つの条件が同時に重なる場を避けていただきますよう、ご家庭でもご協力下さい。そして、手洗い、マスク着用などご家庭でも感染症予防策の徹底をお願い致します。また、仲の良い友人同士の家間間の行き来を控える、家庭ぐるみの交流（会食など）による接触を控えるなど、幼稚園を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意をお願い致します。
同居のご家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、園児が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに園にお知らせ下さい。
- (3) 園児の健康管理（検温と症状の観察）及び、登園する園児はマスクの着用をお願いします。発熱や咳等の風邪症状や日々の健康観察において何らかの症状がみられる場合は、無理をせず欠席するようにして下さい。

- (4) 毎朝自宅で検温し、体温を記録して下さい。体温の記録につきましては、園ホームページより「検温表PDFファイル」をダウンロードし、印刷したものに記入します。一週間分の検温表を毎週月曜日に通園カバンの外ポケットに入れて提出して下さい。月曜日が休日などの場合は翌日の提出となります。なお、新入園児につきましては、入園式日に詳細をお伝え致します。
- (5) 園児の水筒は、新型コロナウイルス感染予防のため、お友達に飲み物をあげたり、もらったりしないようにご家庭でもお声掛け下さい。
- (6) 体調不良を訴えた園児の対応については、ご家庭へ連絡致しますので、お迎えに来て頂きますようお願い致します。なお、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

4、教職員について

- (1) 教職員は、園児と密に接することから、手洗い、咳エチケット、マスク着用、消毒の励行や健康管理などの感染症対策を徹底します。
- (2) 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱や咳等の風邪症状の見られる教職員は出勤を行わないことを徹底します。
- (3) 教職員は、出勤時に職員室入口前で消毒液を使つての消毒、職員室入室後すぐに手洗いとうがいをします。
- (4) 園は毎日、教職員の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管します。
- (5) 教職員は、園児との関わりの中で濃厚接触と思われる行動は極力避けたいと考えておりますが、状況によりスキンシップをとることがあります。
- (6) 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けることに徹底します。

5、園内における消毒・清掃について

- (1) 正門前・各保育室前に消毒液を設置しています。
- (2) 正門ドアノブ、バス門ドアノブ、インターホンは1日に複数回、消毒液を使用して清拭します。
- (3) 園児がよく手を触れる箇所（机、椅子、ロッカー）は1日1回、消毒液を使用

して清拭します。

- (4) 保育室内は清掃により清潔な空間を保ちます。
- (5) 園庭遊具は、消毒液を使用しての清拭は行っておりません。

6、保育における取り組みについて

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行っていきます。
- (2) 当園の教育活動では、園児の興味や関心に応じた遊びを重視していますが、感染リスクを踏まえ、園児が遊びたくなる拠点の分散をするため、学年毎に時程を分割するなどして、園庭・ホール・多目的室（ひまわり組・あやめ組・センタールーム）を使用します。
- (3) 登園時、活動・行事練習などの後、外遊びの後、体操教室の後、トイレの使用後、お弁当を食べる前後に手洗いの励行を徹底します。
- (4) 園児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう努めています。
- (5) 園児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、保育者が援助や配慮をするとともに、園児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保していきます。
- (6) 保育室は換気のため窓を常に開放します。暑い時や寒い時は窓を開放したまま冷暖房を付けます。

7、マスクの着用について

- (1) 教育活動において、原則、園児及び教職員はマスクを着用しますが、十分な身体的距離が確保できる場合、マスクの着用をしないことがあります。
- (2) マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合や、気温・湿度が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すことがあります。
- (3) 体操教室においてはマスクを外して行います。外したマスクは、マスクケースに入れて保管します。

8、園バスについて

(1) 園バス運行について

密集時間を短縮するための対策として、午前・午後保育ともに帰りの2便について利用者数の多いブランドシティを最初の停留所とします。時刻表は、れんらくアプリを確認下さい。

(2) その他

- ①バス内で大声を出さないよう努めます。
- ②バス内（ドアノブ・手すり・座席など）は1日に複数回、消毒液を使用して清拭します。
- ③晴天時、園バス内のエアコンを外気にした上で換気のため窓を開放します。
- ④雨天時、園バス内のエアコンを外気にした上で車内の空気を循環させます。

9、預かり保育について

(1) 預かり保育の時間帯は以下の通りです。

※保育前：8時から9時

※午前保育後：11時40分から12時30分

※午後保育後：14時00分から15時

(2) 今後の新型コロナウイルス感染の状況により、急な変更もございます。

10、絵本の部屋について

(1) 絵本の部屋の時間帯は以下の通りです。

※保育後：14時00分から16時

※定員は、全学年合わせて10名です。

(2) 今後の新型コロナウイルス感染の状況により、急な変更もございます。

11、お弁当について

(1) 1学期間は、1つの容器に入れて下さい。

(2) お箸、フォーク、スプーンなどの持ち込みは可としますが、忘れた場合は感染拡大防止を考慮し、園での貸し出しは致しません。

- (3) 飛沫感染を避けるためのパーテーションは、年中児と年長児は個人持ちとします。使用後は持ち帰りますので、ご家庭で消毒をして翌日お持たせ下さい。忘れた場合は感染症拡大防止を考慮し、園での貸し出しは致しません。年少児につきましては、両サイドを付けた手作りパーテーションを使用します。園で管理し、1日1回以上は消毒液を使用して清拭します。
- (4) お弁当の中身は、30分以内で食べられる量にして下さい。果物などのデザートを入れることはご遠慮下さい。そして時間内に食べ終わらなくても終了します。ピックは、2本から3本程度の使用は可とします。サンドイッチ時の牛乳の持ち込みはご遠慮下さい。飯温機は使用しません。
- (5) お弁当の中身が床に落ちた場合は、保育者がティッシュで取り、お弁当箱に入れて持ち帰らせます。
- (6) お箸、フォーク、スプーンなどを床に落とした場合は、本児に水洗いするよう伝え、その後使用します。なお、代用できるピックや床に落としていない物がある場合は、そちらで対応します。
- (7) 場合により、密集を避けるための対策として、学年でお弁当を食べる場所を分散するなどして、ホール・多目的室を使用することがあります。
- (8) 園児による食後の歯ブラシ及び保育者による仕上げ磨きは、感染防止を考慮して控えさせていただきます。歯ブラシは持参なさないようにして下さい。
- (9) マスクは食事前に外し、マスクケースに入れて保管します。そして、食後は速やかにマスクを着用するよう指導を行っていきます。

12、誕生会について

- (1) 学年毎に時程を分割して時間を短縮して開催します。
- (2) お誕生会に参加される誕生児は、マスクの着用をお願いします。
- (3) 園内に入れる保護者は1名とさせていただきます、マスクの着用をお願い致します。
- (4) 参列者に対して、入場前に消毒液を利用するよう、教職員がその場で直接呼びかけます。誕生会の最中は、換気のため窓を開放させていただきます。
- (5) 誕生会では、誕生児および保護者がマイクを使用してお話をする場面があります。誕生児には、教職員が都度マイクを消毒して対応します。保護者には、教職員がマイクを持ったまま対応します。

13、当園において感染者などが発生した場合の対応

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

- ①園にご一報下さい。感染の疑いがある者が園児や同居の家族の場合、学校保健安全法 第19条に基づき、その園児は出席停止の措置を、教職員などの場合、自宅勤務や事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。
- ②園は、園内での感染の疑いがある者について接触歴などの情報をまとめ、必要に応じて園所在地の保健所へ相談する。
- ③原則として臨時休園は実施しない。ただし、園内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休園を実施する場合がある。

(2) 感染者が判明した場合

- ①速やかに園にお知らせ下さい。園は、園児や同居の家族、教職員等、園関係者が感染したと判明した場合、症状の有無や経過、園内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が園児や同居の家族の場合、学校保健安全法 第19条に基づき、その園児は出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。
なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いのある場合、前項（1）による取扱いを同様に行う。
- ②園は、園内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、必要に応じて幼稚園所在地の保健所に相談する。
- ③保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び園内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として幼稚園を臨時休園とする。
なお、感染した者等の園内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、必要に応じて、休園の実施の有無、規模、期間について検討し、幼稚園の一部又は全部を休園する場合がある。

なお、この「当園における令和3年度1学期の教育活動の方針について(4/2改定)」は、今後の感染状況の推移や最新の情報を反映して適宜見直すことを予定しています。

以上